

公立大学法人北九州市立大学におけるハラスメントの防止に関する規程

平成 17 年 4 月 1 日
北九大規程第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北九州市立大学における人権意識の向上、ハラスメントの防止、人権侵害又はハラスメントに起因する問題が生じた場合の迅速かつ適切な対応をするために必要な事項を定めるものとする。

(理事長及び学長の責務)

第 2 条 理事長及び学長は、教職員及び学生の人権意識の向上及びハラスメントの防止のため必要な対策を講じるとともに、人権侵害又はハラスメントに起因する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

(教職員及び学生の責務)

第 3 条 教職員及び学生は、「北九州市立大学におけるハラスメント防止及び対策についての指針」の定めるところに従い、人権意識の向上に努めるとともに、ハラスメントをしてはならない。

(人権・ハラスメント問題協議会)

第 4 条 教職員及び学生の人権意識を向上させるとともに、ハラスメントを防止し、人権侵害又はハラスメントに起因する問題が生じた場合に迅速かつ適切に対応するため、本学に、北九州市立大学人権・ハラスメント問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、人権侵害又はハラスメントに起因する問題が生じた場合で事実関係の調査が必要と認めるときは、北九州市立大学人権・ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

3 協議会及び調査委員会について必要な事項は、別に定める。

(相談員の設置)

第 5 条 人権問題やハラスメントに関する相談、苦情及び申立てを受け付けるため、人権・ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員には、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 各学部及び基盤教育センターから選出された教員各 2 名
- (2) 地域創生学群、大学院社会システム研究科、大学院マネジメント研究科及び国際教育交流センターから選出された教員各 1 名
- (3) 学術振興課長
- (4) 学生支援課長
- (5) 学務課長
- (6) その他学長が指名する教職員若干名

3 相談員は、相談、苦情及び申立ての受付に当たるとともに、相談、苦情及び申立ての具体的内容を協議会に報告する。

(苦情の相談)

第6条 教職員（退職した者を含む。以下同じ。）及び学生（在籍していた者を含む。以下同じ。）並びにその関係者は、次の各号に掲げる場合に、相談員に対し、ハラスメントに関する苦情の相談を行うことができる。

- (1) ハラスメントが疑われる言動を受けた場合
- (2) ハラスメントが疑われる言動に接し、不快に感じた場合
- (3) ハラスメントに関する相談を被害者から受けた場合
- (4) ハラスメントが疑われる言動をしていると指摘を受けた場合

- 2 相談員は、前項の相談を受けたときは、相談者の意向を確認の上、当該事案の解決のため必要があると判断した場合には、学生である場合は学部長等（学部長、学群長、大学院研究科長、地域戦略研究所長、国際教育交流センター長、図書館長、基盤教育センター長、学生部長、教務部長、入試広報センター長、キャリアセンター長、地域貢献室長、地域共生教育センター長、情報総合センター長及び環境技術研究所長をいう。）に、被害にあった者が教職員である場合は所属長に、当該相談の内容を報告するものとする。
- 3 前項の規定により報告を受けた学部長等又は所属長は、速やかに事態を把握し、解決を図るものとする。
- 4 相談員若しくは学部長等又は所属長は、受けた相談の解決にあたり、第2項又は第3項の対応により難いと判断した場合は、当該相談を協議会に報告するものとする。
- 5 協議会は、前項の規定により報告があった場合、当該事案の解決にあたり必要な措置を行う。

(苦情の申立て)

第7条 教職員及び学生は、前条第1項第1号及び第2号の相談に係る同条第3項による解決が図られなかった場合及び前条第4項による報告があり協議会が必要と認めた場合、協議会に対し、当該ハラスメントに関する苦情の申立てを行うことができる。

- 2 前項の申立ては、次の各号に掲げる期間のうちいずれか早い期間内に行わなければならない。
 - (1) 申立てに係る事案の発生の日から3年以内（継続する事案については、その終了の日から3年以内）
 - (2) 申立者が退職若しくは卒業、修了又は退学してから1年以内
- 3 その他、第1項に規定する申立ての処理に関して必要な事項は、公立大学法人北九州市立大学人権・ハラスメント問題協議会規程において定める。

(プライバシーの保護等)

第8条 当事者を含め、協議会及び調査委員会の委員、相談員及びその他職務上の関係者となった者は、ハラスメントの対応にあたっては、関係する者の名誉、人権及びプライバシーに十分配慮しなければならない。

- 2 協議会及び調査委員会の委員、相談員及びその他職務上の関係者となった者は、職務上知り得た個人に関する情報を他に漏らしてはならない。任期中のみならず任期後も同様とする。

(懲戒等)

第9条 ハラスメントを行った者及び虚偽の申立てを行った者については、懲戒等必要な措置を講ずるものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 ハラスメントに対する苦情の申出、これに係る調査の協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした者に対して、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年12月9日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。